

平成19年度分から

# 税源移譲により あなたの

# 市民税・県民税が大きく変わります。

税務課 内線 513

Q どうして変わるの？

A より身近な行政サービスを効率よく行えるよう、国から地方へ税源の移譲が行われるからです。

「地方のことは地方で」という方針の下、地方分権を積極的に進めていく「三位一体の改革(※1)」。その柱といえるのが、今回の「税源移譲」です。税源移譲では、所得税と住民税(市民税・県民税)の税率を変えることで、およそ3兆円の税源が国から地方へ移譲されます。これに伴い、平成19年度分から個人の市民税・県民税が大きく変わります。

※1 三位一体の改革：①国庫補助金の廃止・縮減、②地方交付税の縮小、③国から地方への税源移譲、この3つを一体で行う改革のこと

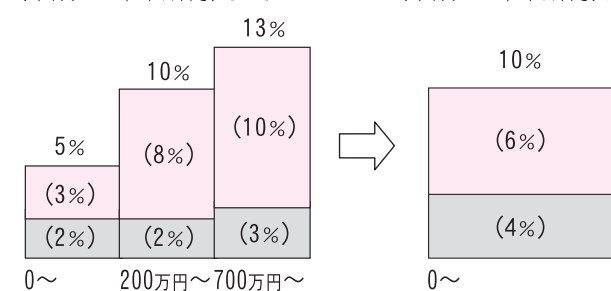
Q どう変わるの？

A 市・県民税の所得割の税率が10%に統一されます。

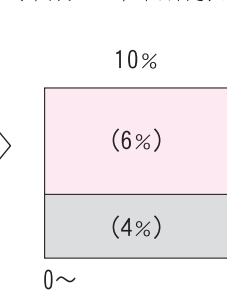
市・県民税の所得割の税率は、平成18年度課税までは課税所得金額により3段階に分かれていました。これが平成19年度課税から所得の多い少ないにかかわらず一律10%(市民税6%、県民税4%)に統一されます。

【市・県民税】

平成18年度課税  
(平成17年中所得)まで



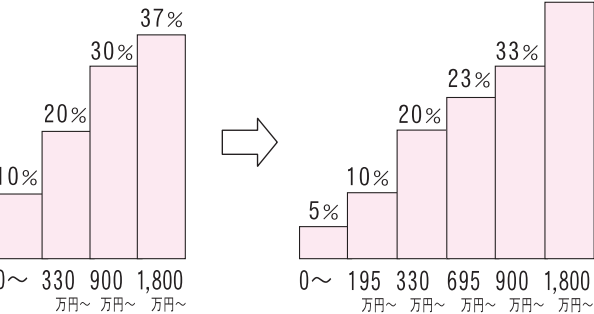
平成19年度課税  
(平成18年中所得)から



課税所得金額

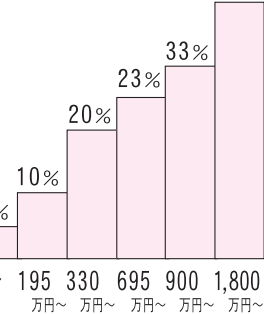
【所得税】

平成18年所得分まで



課税所得金額

平成19年所得分から



※上段は市民税、下段は県民税の税率です

Q 税負担は増えますか？減りますか？

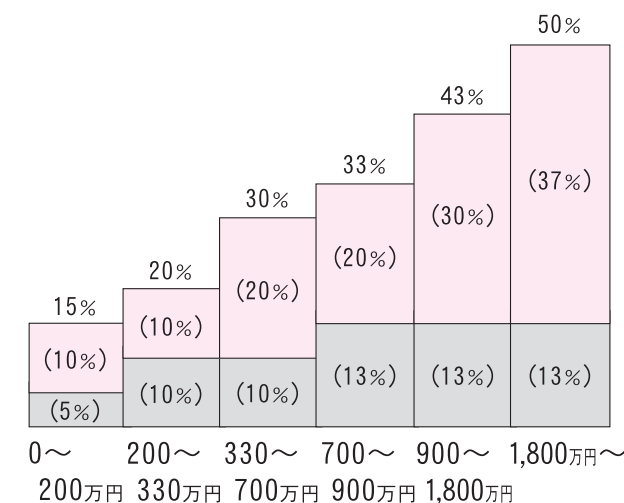
A 税源移譲によって市・県民税が増えても、所得税が減るため、納税者の負担は変わりません。

市・県民税の所得割の10%税率化に伴い、所得税の税率構造も見直されます。市・県民税については最低税率を5%から10%に引き上げ、最高税率は13%から10%に引き下げとなります。一方で、所得税は最低税率を10%から5%に引き下げ、最高税率は37%から40%に引き上げとなります。また、人的控除の差(※2)に対応した減額措置なども講じられます。これらの措置により、税源移譲の前後で納税者の「市・県民税+所得税」の負担は基本的には変わりません。

(ほとんどの人については、平成19年1月分から所得税が減少となり、平成19年6月分から市・県民税は増加することになります。)

※2 配偶者控除、扶養控除などで、それぞれ市・県民税と所得税では控除額の差があること

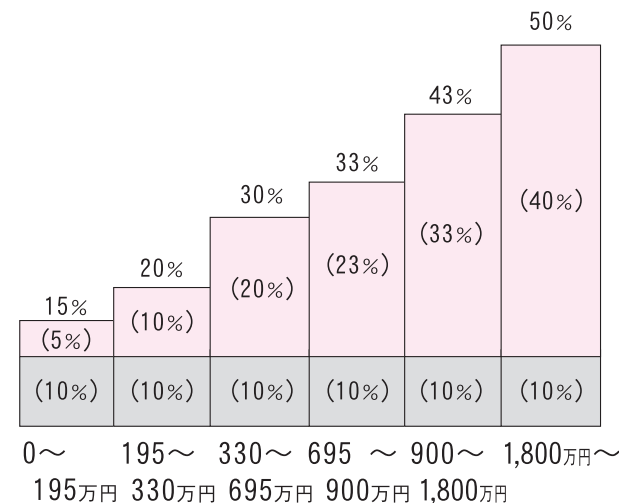
【税源移譲前の税率】



課税所得金額

※上段は所得税、下段は市・県民税の税率です

【税源移譲後の税率】



課税所得金額

## 税源移譲以外の主な変更点

○定率減税が廃止されます。

平成11年度から、景気対策のために暫定的な税負担の軽減措置として導入されていた定率減税は、税制改正により廃止されます。

市・県民税	平成18年度 所得割額の7.5%相当額を控除 (20,000円を限度)	平成19年度 廃止
所得税	平成18年分 所得税額の10%相当額を控除 (125,000円を限度)	平成19年分 廃止

○高齢者非課税措置が廃止されましたが、経過措置が取られています。

平成17年1月1日現在、65歳以上の人(昭和15年1月2日以前に生まれた人)で、前年の合計所得金額が125万円以下の方は、平成17年度までは市・県民税は非課税でしたが、平成18年度から廃止されました。ただし、急激な税負担を緩和するため経過措置が取られています。

平成17年度以前	非課税
平成18年度	税額の3分の2を減額
平成19年度	税額の3分の1を減額
平成20年度以降	全額負担